

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「関東インフラプロジェクト・アーカイブス (No. 3)」を発行しました

関東地方整備局
企画部

関東地方整備局では、平成10年からこれまで700件を超えるプロジェクトについて事業評価を実施し、このうち完了後の事後評価については、100件以上の評価を積み重ねてきました。

これまでの事後評価で得られた様々な技術や知見について、今後のプロジェクトに継承していくとともに、関東地方整備局の取り組みを一般の方にわかりやすく紹介できるよう、事例集としてアーカイブ化しています。

今回、「関東インフラプロジェクト・アーカイブス No.3」を発行しましたので、お知らせいたします。

関東地方整備局ホームページ(<http://www.ktr.mlit.go.jp/>)

→社会資本整備→関東地方整備局における公共事業の評価

URLダイレクト入力の場合 <http://www.ktr.mlit.go.jp/shihon/shihon00000151.html>

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000382.html

2. 国道357号東京湾岸道路(本牧ふ頭～大黒ふ頭)の開通時刻をお知らせします。

横浜国道事務所
京浜港湾事務所

●国道357号東京湾岸道路は、横須賀市から横浜市、川崎市、東京都、千葉市美浜区に至る延長約80kmで海岸沿いに主として埋立地を利用した道路です。

湾岸地域に立地する諸都市、空港や港湾等の国際的業務機能をはじめとする物流拠点やオフィス、レジャー施設等、さまざまな都市機能の効率的な交流と効果的な連携を図る道路です。

●そのうち、神奈川県区間は、延長35.1kmのうち18.6kmが開通していますが、今回さらに本牧ふ頭から大黒ふ頭間が開通します。

○開通日:平成28年3月27日(日)

○開通時刻:上り(大黒ふ頭方面) 23時

下り(磯子方面) 20時

○延長: (本線)約2.3キロメートル、(本牧出口ランプ)約0.6キロメートル

詳しくは、関東地方整備局でご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yokohama_00000344.html

3. 国道 357 号 東京港トンネル海側(西行き)が 3 月 26 日(土)午前 6 時に開通します ～東京臨海部の交通円滑化が期待されます～

川崎国道事務所

国道 357 号 東京港トンネル海側(西行き)が 3 月 26 日(土)午前 6 時に開通します。

◇開通による主な効果◇

国道 357 号東京港トンネルの整備により、湾岸エリアをつなぐ新たなネットワークが構築され、東京臨海部における移動性が向上すると共に、東京臨海部と空港・港湾拠点とのアクセスの強化・向上に期待されます。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kawakoku_00000099.html

4. 「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】」の策定について

関東地方整備局

河川部

荒川上流河川事務所

荒川下流河川事務所

二瀬ダム管理所

国土交通省関東地方整備局では、「荒川水系河川整備計画」の策定に向けて検討を進めてきました。

このたび、「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】」を平成 28 年 3 月 18 日に策定しましたので、お知らせします。

「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】」(本文資料(PDF)別添)は、関東地方整備局ホームページに掲載しています。

また、「荒川水系河川整備計画(案)」について、河川法第 16 条の 2 の第 5 項に基づき、関係都県知事のご意見をお聴きしており、これについても、あわせて関東地方整備局ホームページにお示ししています。

◆国土交通省関東地方整備局ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

→河川→社会資本整備→河川整備基本方針、整備計画→荒川水系河川整備計画
→「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】」

http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000306.html

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000240.html

5. 「第 65 回利根川水系連合・総合水防演習」 ～今年茨城県取手緑地運動公園で開催します～

関東地方整備局
河川部
利根川下流河川事務所

第 65 回利根川水系連合・総合水防演習を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

- 開催日時:平成 28 年 5 月 21 日(土) 午前 8 時 30 分～(受付開始)
- 開催場所:茨城県取手市東地先 利根川左岸 83 キロメートル付近(取手緑地運動公園)
- 演習内容:本文資料(本文資料(PDF)別紙のとおり)

本演習は、昭和 22 年のカスリーン台風による未曾有の被害を教訓として昭和 27 年から始められ、国土交通省及び 1 都 6 県並びに開催市の主催により、毎年利根川水系の河川で開催しています。

今回は、昨年 9 月の関東・東北豪雨による鬼怒川氾濫での経験を踏まえ、出水時の河川巡視、情報伝達、水防工法、避難および救出・救護に至る一連の訓練を実践的に行います。

当日の演習会場では、建設機械の操作や降雨体験車による体験コーナー、水防新工法の展示、さらには地元協力者による物産展なども行ないます。

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000242.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 首都圏の新たな高速道路料金について

本年4月以降の首都圏の高速道路の料金については、国土幹線道路部会の中間答申（昨年7月）を踏まえ、昨年9月に「首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」を発表したところです。

その後、高速道路会社において、パブリックコメントを踏まえた詳細の検討を進めておりましたが、平成28年3月1日付けで、会社に対して事業許可を行いました。

<新たな料金のポイント>

- [1] 圏央道利用が不利にならないよう、割高な圏央道西側区間の料金水準の引下げ（同一起終点であれば同じ料金）
- [2] ETC2.0搭載車については、割引を更に追加
- [3] 都心に向かう場合、外環を使って迂回しても、外環利用分は全額割引
- [4] 都心通過については、走行距離に応じた料金に変更

<4月からの具体的な料金については、以下のサイトをご覧ください>

（独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構）

首都圏の新たな高速道路料金に関する総合サイト

<http://www.jehdra.go.jp/searchmap/>

添付資料

[記者発表資料](#)（PDF形式）

[首都圏の新たな高速道路料金について](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000630.html

2. 地方公共団体職員向けの「公的不動産（PRE）の民間活用の手引き」を公表 ～公的不動産（PRE）の民間活用促進に向けて～

国土交通省は、公的不動産（PRE）の民間活用促進に向け、地方公共団体職員が実務に利用できるわかりやすい手引きとして「公的不動産（PRE）の民間活用の手引き～民間による不動産証券化手法等への対応～」を作成し、3月16日に公表しました。

近年、国や地方公共団体において、保有する公的不動産（PRE）を民間の資金やノウハウを活かして有効に活用し、まちづくりや財務改善に役立てようという機運が高まっています。

国土交通省では、昨年7月より、「不動産証券化手法等による公的不動産（PRE）の活用のあり方に関する検討会」を3回開催し、公的不動産（PRE）の民間活用の実践に関する現場の問題意識に焦点を当て、具体的な民間活用のプロセスにおいて検討すべきポイントや留意点について議論を行ってまいりました。

当該検討会での議論を踏まえ、本手引きは、基礎編と実践編に分け、検討段階に応じて実務の参考となるようわかりやすく作成しました。地方公共団体がPREの集約・再編等を進めるにあたり、民間事業者が不動産証券化手法等を導入する場合に、地方公共団体がどのように対応するかを解説しています。本手引きの特徴は以下のとおりです。

- 効果・メリットを簡潔に整理
- 事業化のプロセスに沿って必要な対応を解説
- 実務上の留意点を明示
- 先行事例を踏まえた解説


本手引きの活用により、今後、地方公共団体において、民間の資金やノウハウを活かした公的不動産（PRE）の有効活用が図られることが期待されます。


また、国土交通省では、今後本手引きの普及啓発活動を行い、地方公共団体職員の人材育成を支援する予定です。

なお、本手引きは、国土交通省ウェブサイトにて公表しております。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_fr5_000012.html

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[公的不動産（PRE）の民間活用の手引き～民間による不動産証券化手法等への対応～のポイント](#)
(PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo05_hh_000084.html

3. 新たな「住生活基本計画（全国計画）」の閣議決定について

平成28年3月18日、今後10年の住宅政策の指針として、新たな「住生活基本計画（全国計画）」（計画期間：平成28年度～平成37年度）を閣議決定いたしました。

※住生活基本計画（全国計画）（[HP](#)）

「住生活基本法」（平成18年法律第61号）に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として策定。

前計画（平成23年3月15日閣議決定）において、「今後の社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行う」とこととされてきました。

新たな住生活基本計画（全国計画）のポイント

少子高齢化・人口減少等の課題を正面から受け止めた新たな住宅政策の方向性を提示

【ポイント 1】

若年・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住生活の実現を目指す

- ・「若年・子育て世帯」と「高齢者」の住生活に関する目標を初めて設定
- ・ひとり親・多子世帯等の子育て世帯や高齢者等を対象に民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット機能の強化策を検討

【ポイント 2】

既存住宅の流通と空き家の利活用を促進し、住宅ストック活用型市場への転換を加速

・マンションの建替え等の件数として、昭和50年からの累計を約500件とする成果指標を設定

（過去の4倍のペースとなる数値）

- ・「空き家」に関する目標を初めて設定。「その他空き家」数を400万戸程度に抑制

（新たな施策を講じない場合と比べて約100万戸抑制する数値）

【ポイント 3】

住生活を支え、強い経済を実現する担い手としての住生活産業を活性化

・「産業」に関する目標を初めて設定。住宅ストックビジネスを活性化し、
既存住宅流通・リフォームの市場規模を倍増し、20兆円市場にすることを目指す

- 今後は、本計画に基づく施策を具体化し、関係行政機関が連携して推進していきます
- 住宅セーフティネット機能の強化については、新年度から社会資本整備審議会住宅宅地分科会に小委員会を設置し、
施策の具体的な検討を進めていきます

内容の詳細については、以下添付資料をご参照下さい。

添付資料

[住生活基本計画\(全国計画\)のポイント](#)(PDF形式) 

[住生活基本計画\(全国計画\)\(概要\)](#)(PDF形式) 

[住生活基本計画\(全国計画\)\(本文\)](#)(PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000106.html

4. 平成28年地価公示について

平成28年地価公示による地価の状況をとりとめましたので、お知らせいたします。

●地価公示について

地価公示は、地価公示法に基づいて、国土交通省土地鑑定委員会が毎年1月1日の都市計画区域等における標準地を選定して「正常な価格」を判定し公示するものです。

地価公示の目的は、一般の土地の取引価格に対して指標を与えるとともに、公共事業用地の取得価格の算定等の規準とされ、適正な地価の形成に寄与することにあります。

※「正常な価格」とは、土地について、自由な取引が行われるとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる価格をいいます。

各標準地の「正常な価格」は、土地鑑定委員会が、2人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って判定します。

●平成28年調査地点数及び価格時点

全国の標準地25,270地点(うち、東京電力福島第1原発事故に伴う避難指示区域内の15地点については調査を休止)についての平成28年1月1日時点の価格によるものです。

●調査結果

調査結果は、土地総合情報ライブラリー

(<http://tochi.mlit.go.jp/chika/kouji/2016/index.html>)にて公開しておりますので、ご覧ください。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo04_hh_000111.html

平成27年9月関東・東北豪雨におけるダムの効果について

栃木県 矢板土木事務所

1 栃木県管理の多目的ダムの紹介

本県では7つのダムを管理し、その内利根川水系で3つのダム（中禅寺ダム・三沢ダム・松田川ダム）、那珂川水系で4つのダム（西荒川ダム・東荒川ダム・寺山ダム・塩原ダム）を管理しています。

ここでは那珂川水系の塩原ダムにおける、平成27年9月9日の台風第18号による関東・東北豪雨時のダムの効果について紹介します。

2 塩原ダムについて

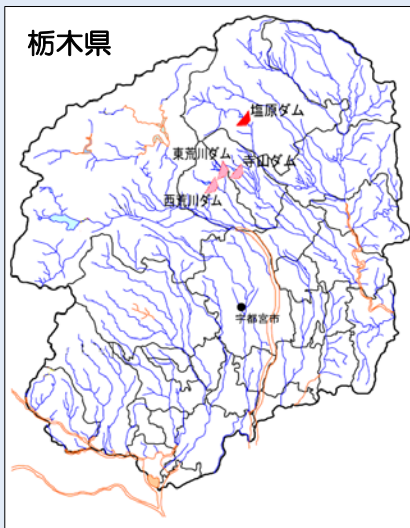
塩原ダムは、栃木県矢板土木事務所が管理する多目的ダムであり、昭和53年に完成した堤高60.0m、堤頂長240.0mの重力式コンクリートダムです。

洪水調節、流水の正常な機能維持、特定かんがい用水の補給を目的とする多目的ダムとして建設されました。

平成27年3月からは、民間の資金・経営能力等を活用した「ダムESCO事業」により、維持放流量による管理用発電を行っております。

ダム周辺の状況としまして、上流部には千年以上の歴史を持つ塩原温泉郷があり、多くの観光客が訪れる栃木県屈指の観光地であります。

また、ダム湖には無補剛桁歩道吊橋としては本州最大級の「もみじ谷大吊橋」が架かり、年間約18万人の観光客が吊り橋を渡り、塩原ダムを訪れています。



塩原ダム全景



ダムの賑わい

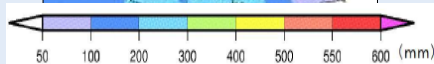
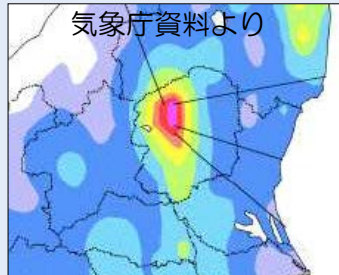


塩原ダムの放流

3 平成27年9月関東・東北豪雨について

台風第18号及び台風から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、栃木県では記録的な大雨となりました。

塩原ダムでは、治水計画値（80年に1回程度の降雨）を大きく上回る雨が降り、河川水とともに流木が流れ込み、ダムには多量の流木等が貯留されました。



	計画値	実績値
総雨量	395.0mm	648.9mm
最大1時間雨量	60.0mm	50.5mm
流域内降雨総量	47,203千m ³	49,187千m ³

塩原ダムの治水計画値と実績値

4 塩原ダムでの流木状況

塩原ダムでは、発生した約2,500m³の流木を捕捉し、下流の洪水被害を軽減しました。この流木が下流に流されると、橋梁の流失や堤防決壊の原因となる恐れがあります。



塩原ダムの流木捕捉状況

～塩原ダム下流の橋梁の状況～

塩原ダムの2.3km下流にある堰場橋（栃木県那須塩原市）では、橋脚等に流木は見当たりませんでした。



洪水時の堰場橋の状況

～上流にダムがない河川における流木等による橋梁の被災事例～



流木の影響により一部が落橋した余笹橋
（栃木県那須町）1998年



流木の影響により橋脚が流失した上殿橋
（栃木県鹿沼市）2015年

5 流木の処理

漂着した流木は、そのまま放置しておくとはダムの放流設備や管理施設に重大な支障を与えることが懸念されるため、迅速な引き上げ・処理の対応が求められました。

このため、被災直後に行われた国土交通省水管理・国土保全局防災課の緊急調査において適切な意見をいただき、災害査定前に工事に着手する応急本工事として、速やかに湖面からの引き上げを実施することができました。



流木の集積状況



引き上げ状況



引き上げ状況



仮置き状況

今後も県民の安全・安心のため、適正なダム管理に努めて参ります。